平成２８年（フ）第４４８５号
大阪府寝屋川市対馬江東町６番４号
債務者　永吉　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１８３号
大阪府八尾市光南町１丁目５番14号　藤井文化住宅201号
債務者　渡邊　幸子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３５号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町114番地41
債務者　久保　裕史
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５３４号
栃木県栃木市大宮町2474番地３　ポラリスⅠ101号室、前住所東京都世田谷区北烏山７丁目２番31号　セレ千歳烏山209
債務者　渡邊　　学
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１４５号
東京都東久留米市下里４丁目１番33―203
債務者　小野　将寛
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１５４号
東京都多摩市和田３丁目１番地９―105
債務者　畠山　秀男
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０００号
東京都町田市原町田５丁目13番26号アビーダシオン町田401
債務者　山田　和由
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２２０号
東京都府中市新町２丁目57番地府中新町２丁目第２アパート３号棟102
債務者　宮本　英生
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４９９号
岡山市中区西川原261番地２　304
債務者　岸本　　健
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８号
熊本県天草市牛深町3434番地15
債務者　須﨑　實雄
1　決定年月日時　平成28年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月20日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１４号
青森県黒石市大字中川字篠村106番地６
破産者　株式会社北山商会
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１４５号
青森県弘前市大字大清水１丁目１番地３
破産者　株式会社パフュームティックス
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１５０６号
名古屋市中村区藤江町３丁目57番地２、登記簿上の主たる事務所秋田市上新城五十丁字館越６番地
破産者　宗教法人大古久山御所院
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９２５号
愛知県北名古屋市高田寺東の川７番地
破産者　野々山運輸有限会社
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３１８号
大阪市住之江区南港東３丁目４番４号
破産者　ナニワ機工有限会社
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１１２号
大阪府茨木市郡５丁目30番11号
破産者　株式会社イースト
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８５３号
大阪府枚方市津田駅前１丁目13番１―105号
破産者　株式会社住まいのカーサ
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０４号
岩手県紫波郡紫波町桜町字中桜29番地の１
破産者　有限会社藤水道設備
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部